

中世辞書の「遊仙窟」訓(二)

平井秀文

標題について、本誌第十号に続稿する。

一文獻中に同一資料が何例か援用せられているとき、それが原本からの直接のと、間接によるものが混在するということは考えられない。

遊仙窟たる注記があっても、それが原典になかったり、著しい異訓であったり、あるいはどう扱うべきか理解しがたいものも少なくない。間接の援用のうちに、たまたまその注記が付けられたか。したがって別のことからいえば、所拠の資料に正しく注記せられていたものが、援用にあたって、脱落したり、誤られたりすることも、多いはずである。

節用集(弘治二年本)で、ただ一例(副臥)に遊仙窟(横陳)と書いているが、それは千鳥抄の文によることの注記があって、原典にしたがったものでないことが示されているのは珍しい。

- 六 運歩色葉集と「いろは字」と
- 七 温故知新書―原訓
- 八 温故知新書―異文・異訓
- 九 塵芥について

中世辞書の「遊仙窟」訓(一)

一〇 明文抄の訓詁伝受説

六

運歩色葉集(元龜二年京大本)には、遊仙窟を注記する二例はあるが、原文・原訓を考えるに、ともに問題がある。

無^{ナシ}爲^{アジキ} 久留我^史 無^同 事^{河海} 无^同 道^{日本} 無^同 状^{河海}

何^同 須^{遊仙窟} (三一ウ)

これによれば、明らかに「何須」を「アジキナシ」と訓するものであるが、シ・ヂの仮名遣いは別として、原典では、この訓は、「無情、無事、無端、多事、遮莫」の諸語にわたっている。「何須」の原文は数条におよぶが、全くこの訓のあるべきを見ない。

太^{ヒタ} 飯^{スラ} 太^同 疋^{遊仙窟} 女^同 疋^同 如^{河海} (三4オ)

原文では、単独の「太」あるいはそれとの複合語例はあるが、このおりの語は見えない。しかも、その「太」は、諸本を通じて「ハナハダ」「イト(ト)」の訓を常とする。

これらのことは、原典からの援用ではなく、出典注記の多い本書

が、その書写過程において生じた錯雑であろう。

「いろは字」(妙本寺藏永祿二年本)にも一条の注記がある。

猶^{マシ}匹^ナ耐^ヒ遊^ヒ窟^ニア^リ (六オ)

単に出典名を記すだけの通例と異なって、いかにも原典からのものであるような、短いながら文を成している。これは、明らかに原文に

一 肩^{カタキモノ} 猶^{カタキモノ} 耐^{カタキモノ}

とある部分の原文に該当するが、それが、どうして「マシナヒ」などと読まれる訓をつけたものか。遊仙窟ニアリということは、その本文だけについていて、解しがたい付訓は、全く別のものが何らかの錯誤からここに残っているのではないか。「耐へカタキモノヲ」とは、諸本に通ずる訓である。

七

温故知新書は、節用集の類であるが、とくにその出典注記が詳しいことを特徴とする。遊仙窟を注記するものと認められるものだけで、六十条におよぶ。注記の脱落は考えない本稿であるが、他にも出典たるべきは少なくないであろう。示された注記の書名は「遊仙、遊仙」の三種が認められる。一般に、文献名を略記するには、その初めか、ときには末尾の部分で以てすることもあるが、「仙」という中央の一字を用いることは珍しい。現に、この辞書の例でいうと、白氏文集は、「白、白文、白文集、文集」などとなっている。

「仙」は、その前後の「遊、窟」に比べて、はるかに画数の少ない字であるために、その多用の略記となったもので、誤記などと考えられない。しかも、この三種の注記が、全巻に散在していて、どこかに偏在するというのではない。また、その使用数からいえば全体例の過半が「仙」で、その語訓を調べると、まず遊仙窟を示していることは誤りがないと認められるのである。「遊仙」とまで記したものは、わずかに散在の三例にすぎない。

原典の訓読などを調べると、活用形の違いや語形の異なりなどの多少あることは認めて、だいたい原訓を伝えるものが主であるが、やはり、原文・原訓に全く見えぬものもあり、どう扱うべきか迷うものも見える。援用にあたっての書写などに問題が残る。

ほぼ原訓を伝えるものをあげる。原典の諸伝本に共通するというわけではなく、どれかに存するというものをも含めて。

今^{アマタ}朝^{アサ} 無^ム端^ヘ 不^フ肯^{ケン} 形^{カタ}迹^ジ 拍^{ウチ}擲^チ

「不肯」は、諸本だいたい「イナヒハツルモノナラハ」というのが原訓で、醍醐寺本に「イナビスハ」とあるのが異訓。この例はまた小異はあるが、別訓というまでにはいらない。「拍擲」のは明らかに文選説の原訓をそのまま伝えているが、「テウ」という字音を示している。諸本に通ずるのは「テキ」である。

沈^{シム}吟^{ギン} 徹^{トス}眼^{ガン} 織^{オリ}女^メ 耽^{タム}理^リ 沈^{シム}吟^{ギン}

「沈吟」は、右のような形で、サ・ナそれぞれの項に出ている。「サマヨフ」は諸本に通ずる原訓。しかし、「ナケク」「マヨフ」の類は見えない異訓。原典では、この語は一例だけではないが別に「シナケル」の訓をも伝える真福寺本・陽明文庫本のごときがある。「シノヒメ」のほかに「ヨコメ」、「ノス」のほかに「ノハス」とも、醍醐寺本では訓ずる。「玳瑁」は原訓の文選読をそのまま示しているが、「カメノコウ」は、刊本のごときは「カメノカフ」と記し、その開合の違いは、単にこの訓読資料だけの問題ではない。

ハチス 芙蓉 他自 蠶 賊 一抄 擲 瘰癧
 マスラオ エレルイラカラ ヨノナカ
 大夫 雕 薨 人間 (下巻)
 フスホツテ イタクシキキ

「他自」は、原訓「ヒトモワレモ」とあるところ。「ヒトニキリ」は、「二抄」「一擲」の両語を示すとおり、原典にも両例があるのを正しく示す。「瘰癧」の訓、「フス」の「ス」は原訓によった、また「イキタツ」とある「ツ」は、「ハ」または「ワ」の字形であるべく、原訓「イキタハ(ワ)シ」にしたがうべきである。

「雕薨」の出典注記が、既述の「遊仙」とある稀少の一例であることを付記する。なお、これに限ったことではないが、「エレルイラカラ」という、助詞までを含めたのは、いかにも訓点の原形をそのまま転載したような示しかたで、「エレルイラカ」という語形ではない。もっとも、本書が、遊仙窟の点本を原資料として、直接にそれからここに抜き出したということ、意味するものというのではないが。

中世辞書の「遊仙窟」訓 (一)

原訓を伝えておくことは、右と変わりないが、原典では、他の異訓と併記せられることの多いもの、またやや注を要するものなどをここにあげる。

ウツクシケシテ 分 踈 兩 邊 (下巻)
 コナタアナタ

「可愛」の訓は、おそらく「ウツクシケにシテ」のヲコト点の脱した形であろう。原訓「ウツクシケナル、メテタキ、オモハシキ」など併用せられるもので、文選読の連体形訓にあたる。これは、原文(刊本)の

何 怜 嬌 裏 面、可 愛 語 中 聲

とあるもので、「何(可)怜」と相対し、諸本はほぼ両語に共通訓を示している。「分踈」もまた文選読の原訓に「ウタカフコト」が共通するが、「ヲロツカナルコト」の併訓も少なくない。「兩邊」の「アナタ」は、「カナタ」に訓ずる伝本もあり、慶安刊本はそれらを併記したものである。元禄刊本が、「アナタコナタ」と全く逆の語順による訓を示しているのはおもしろい。

ナヤマシキ 不 平 求 守 (中巻)
 ナツク

「不平」は、その上に「辛苦」の語があり、それに同訓たるを注記する例で、明らかに形容詞形である。原訓では、これと同じものほかに、「ナヤマス」という動詞形の訓もあり、「コト／＼シ」と訓ずるところもある。

「求守」は、原訓は文選読に「求守トナツクコト」とするもあるが、むしろ「ヨリックコト」の訓のほうが多く共通する。醍醐寺本

の一訓は「求守とナツミ」との別訓をも示す。

異同 ハナハタシク 貪生 フクツケナキ人 引 マシロク 乍 ヨリ 風流 オモシロシ (下巻)

「異同」は、文選詁の原訓の「ト」語尾まで残しているのが注目せられる。諸本に「ハナハタシク」が通ずるが、「カタ、カヒテ」を併記するものもある。「フクツケナキ人」は、そのままでは全くの孤訓に近いが、陽明文庫本の一訓に「フクツケナキコト」とあるのは、これに通ずるといってよい。「フクツケナキヒト」が共通訓といふべく、醍醐寺本では「フ」が「ム」の異音となつてゐる。刊本の「ムサホレルヒト」は、字に即して読んだ新訓ではないか。「マシロク」は、詳しく本書の記載を示せば、その前に

目 マシロク 挑 マシロク 瞬 瞬 目 瞬 引 瞬

とあるもので、「目ヲマシロク」と読むことを「仙」の注記で示している。原典諸本に「何曾眼引」とある個所の訓を採つたものであろうが、それらは、「眼ノマシロカン」との共通訓を有するが、「引」に「ワカム」をも併訓するものもある。

「乍」は、原典に数例があつて、そのどれの訓を示しているかはわからないが、その字訓だけについていうと、この「ヨリヨリニ」の共通訓のほかに、「ホトホトニ、アルトキハ、ニハ(ワ)カニ」などとそのときに応じて読みわけられている。「風流」は、その上の語に「面白」があり、「オモシロシ」の訓を示し、それと同訓たることを記しているにしたがつた。これも、文選詁の共通訓であるが原訓「オ(ヨ)モシロキコト」もあるが、多くは「ミヤヒ(ヤ)カナルコト」であり、それが通訓といつてよい。醍醐寺本の一訓には

「ミサヲヤカナル」というのも見える。

これも原訓を伝えるものではあるが、注意するべき三例をあげる。

明 アカツキノツキ 月 アカツキノツキ 配 アカツキノツキ 人 アカツキノツキ (上巻) 豹 ハウ 胎 ハウ (下巻)

刊本には、「明月」に右訓「アリアケノツキ」と左訓「アカツキノ」とがある。左訓は、本書と同じく「アカツキノ月」というものを示している。陽明文庫本は「アリアケノツキ」であるが、真福寺本は「明月ノハレタル(月)は」と訓ずるべきかと思われる。醍醐寺本は、右訓に「アキラカナルハ」とあり、左訓に「アカツキノ菅」と見える。諸本それぞれ異訓で共通しないが、本書の訓は、刊本の左訓と同じ、醍醐寺本の左訓であり、それが注記「菅」で示されるように、菅家点の訓であることがわかる。しかも、これに通ずることは、つぎの「配」にもいえる。

「仙」と注記があり、「人ニ配^{アガ}レリ」と読むべき語例である。原典の「今共娘子相配」の末尾の訓を示すもので、諸本の訓を見ると「相ヒ配ス」のほか「ナラヒテ(ヌ)」を通訓とする。陽明文庫本に「アタレリ」の訓あるのは、醍醐寺本の一訓「アタレハ菅」、すなわち、菅家点たることを注記しているのにあたる。それが本書の訓に通ずる。さらに、「豹胎」の「ハラコモリ」は諸本の共通訓であるが、字音「ハウ」は「ヘウ」とするもあり、醍醐寺本は、右訓に「ヘウ」、左訓に「ハウ菅」として、菅家の読法を示す。本書はこれに通じ、真福寺本も同じ。

たまたま、醍醐寺本によつて菅家点を知り得るが、わずかなこれらの例によつて、本書の訓が、どういう系統のものを断じような

どというのではなく、指摘にすぎない。

八

その出典注記のとおりに、遊仙窟を示すものたるは明らかに認められるが、少なくとも現存の諸伝本と比べてみると、その原文・原訓などと異文・異訓であり、その意味であげなければならないものを、ここに述べる。

賓客（上巻） 徒儂（中巻） 合嬌（同） 婚嬪（下巻）

これらは、やや異文とでもいふべきもの。「賓客」には、左訓にも小記して「タヒ、ト」と、おそらく後記したものであろう。この訓は、原典にしきりに出てくるが、「客、遠客、賤客、凡俗、凡客」など、多くの語に施される。「賓客」の語はない。本書では、「賓客」のつぎに「旅客」をあげて、同訓を示している。さきにあげた小記左訓が、「客」だけの遊仙窟訓たるを記したか。

「徒儂」は、原文「徒倚」に該当するものであろう。そうすれば「タ、スム」の共通訓となる。この異文は、あるいは「賓」などとともに、他の資料との混同から用いられたものか。終わりの例は、「嬪」字の左下に「仙」と注記してあるが、厳密にいつて、訓の部分に「同」字が列挙してあり、どの字を、遊仙窟と認識して書いているのか、上のすべてをさすか、疑わしい。原訓で、「ハチシラフ」を記している本文は、「合嬌、嬪嬪」が、ほぼここにあたる。

原文はあるが、異訓で、本書の記載と一致しないものも少なくない。その異訓というのも、他の語例に対してのものとしては存する

というものが多く、文と訓とがそれぞれ別のものが、何らかによって併記せられるようになったというものもある。

薄媚アチキナク 穿ウツケタリ 参差カタチカキ 知聞キ、シレ 寸クタク
（上巻）

「アチキナシ」の訓語については、さきに述べた。「薄媚」については、「ナサケナキ」というのが、原訓の共通するところである。「穿」は、その上に「疎」があつて「ウツケタリ」と訓じ、それをうけて右訓に「同」とあるのにしたがった。「仙」の注記がある。この字に即しての原訓は「ウカチ」が共通する。

「参差」には明らかに左下に「ト」の小記が送られて、「参差トカタチカキ」と文選読たるを示す。原典では、「参差」を、「タヲヤカニ、シナ〜ニ」などと訓ずる語例もあるが、「カタ、カヒナリ（ナルコト）」と読む個所が、本所の例に該当する。「タカヒ」と「チカキ」との違いはあり、それは源訓には見えないが、意味の異なりということはない。あるいは「タ」と「チ」との類形から、誤写にいたつとも考えられるが。

「知聞」の訓は、おそらく「キ、シレること」などのヨコト点の省かれた形を示しているのであろう。真福寺本の一訓に「キキシ（レ）ルコト」はあるが、「ホノシ（レ）ルコト」が共通の原訓。刊本の訓に「知り聞コトヲ」とあるのは、その字の順序どおりに読んだ新しいものと思う。「寸」は、原文に「寸斬、寸断」とある、それをさす副詞訓で、刊本は「スタ〜ニ、キサ〜ニ」の両訓を残す。他の伝本の訓には、「キタ〜ニ」「キサ〜ニ」「ツタ〜ニ」などがある。いずれにも、本書の形では見えない。「クダクダ

「ニ」と読むのであろうが、他の諸訓に比べて新しい語感たるは否めない。

注 涙 シホレタリ 蟲 蛆 タ(キモノ) 故 々 ナタマシ 恒 娥 ツキ人ランナ 京 兆 タヤヤカニシテ

手 子 指 頭 タナスチ ソリアカル 遜 進 スヘラカニシテ テイヤウ (由巻)

「注涙」は、原文「泣涙」の誤りであろう。原訓は、「泣涙とシホタレテ」など「シホタル」が通訓となっているから、「シホレタリ」も、おそらく「シホ(タ)レタリ」の誤脱か。あるいは「シホル」という意解によるものか。

「蟲蛆」の訓の第二字にあたるところが、判然しない。いずれにしても、原訓は全く別語で、文選説「蟲蛆ト」をうけての訓は、「サハヤカナル、モノハミツクス」のいずれかによる。

「故々」は、刊本に「カタマシカホニシテ、ネタマシカホニ」の兩訓を示すが、他本は「ネタマシカホニ」が共通訓であることから、「ナタマシ」は、おそらく「ネ」を「ナ」と誤ったものと認めてよい。本書のよった底本資料にすでにそうあったか否か。この例などにみても、誤認によるかなりの錯誤が他にもあるべきは否めない。

「恒娥」の「恒」は、「姮」に作る原文もあるが、複合して、「恒娥のツキヒト」と通訓する。真福寺本は、本書と同じく「ツキヒトランナ」と訓ずるが、醍醐寺本は、反対に「ツキヒトヲトコ」になつてゐる。「京兆」の訓は、全く意外で、原文「京兆何曾畫眉曲」とあるところ。かかる訓あるべくもない語であるが、「窈窕」の語音との誤推で、その一訓「タヤヤカニ(シテ)」が、まぎれ入つたものか。

「手子」と「指頭」とは同訓と注して、直統して記載せられ、「仙」の注記によつてゐる。諸本共通して、いずれの語をも、「タナスヘ(エ)」と訓ずる。「タナスチ」の訓は何によつたか、要するに原訓には見えない。

「恒昂」は、はっきりと「テイヤウトソリアカル」の文選説をあげているのはよいが、「ソリアカル」の訓は諸本原訓になく、「フリアアノク、フシアアノク、ハフル」などの一訓を採つてゐる。

「遜進」の訓も、またこれと同趣である。「シトラカニ、タヤヤカニ、ナコヤカニ、ナヨヤカニ」と語幹は多様であるが、「スヘラカニ」という本書の例は、見あたらない。

万 マン 一 イツ 縦 ホシイマ 横 ムカシ 舊 ムカシ 旧 ムカシ 来 ヨリ 婉 ワタカマル 転 ト (下巻)

原文に、「論其万」とあるところ、「万か一を」と読む、「万」を「ヨロツ」と訓読するか音読「マン」とするか、いずれの例も原訓にあるが、本書は音読して、しかも「ハ(バ)ニイツ」と一語に扱つてゐる。「縦横」にこの訓あるは妥当ながら、原訓では「ジウフウ、シヨウクフウ」の音読か、「タ、サマヨコシマ、タ、サヨコサ」の訓読か、それらのうちの二訓による。原文「縦横照繡綺」の読みである。「舊、旧来」は、連続してあげられたもので、原形のままに記せば

舊 ムカシ 遊 ムカシ 旧 ムカシ 来 ムカシ 仙 ノ

となつており、相続く出典注記が、「遊」と「仙」とにわかれる特異さで、これぞけを見ると、この二つは、別文献を示すもののように

壘芥（清原宣賢自筆本）は、温故知新書との近い関係にあるもので、遊仙窟の注記のわずかな例からも、それが判然する。その注記法は、「遊仙窟（窟）、遊仙、遊、仙」の四種におよぶが、全体で六条あるうち、略記している三条、すなわち

取タ、ライテミヨ 遊仙 眼マナシリンノハタ 賑アカツキツキ 仙 明 月月遊

の原形記載を、既に述べた知新書の例に对照すると、明らかに一致する。訓だけでなく、その略記法においても。

さらに、残る三条をあげると、

天アメノシタ 表メツラカニ 遊仙窟 珍メツラカニ 奇アヤシク 遊仙窟 料メツラカニ 理アヤシク 遊仙窟

のようで、すべて書名をそのまま注記しており、しかも、みな知新書の遊仙窟注記の条には存しない。ただし、原典に「天表」の語はなく、「アメノシタ」は「天下」に対する訓である。「珍奇」の「メツラカニ（アヤシク）」は、原訓に共通する。「料理トシツラヒ」は、原訓どおりである。しかし、この三条だけが、ほぼ原文・原訓で、書名を略記しないからといって、直接の援用ということにはならない。こういう混在の不合理は、さきに述べている。

明文抄（統類従本）は、遊仙窟の語句を数個所にわたって例示している。しかし、これは、原文の語句だけについてであって、訓には全くおよんでいない。ただ、その訓詁の伝受に関する説話をあげ

ているのは、注意せられる。

故人伝曰。遊仙窟説甚以興。天曆御時。有御談之御志而當時伝其説之人只木島神主失名知説之由風聞。仍江納言維時卿。忽策疋馬。詣木島神主。示可愛此説之旨。神主敷荒席於庭上。具授其説云々。維時卿馳歸。參祭裏奉授之。

ほとんど同趣の伝受説は、刊本などの卷末に記されているが、伝本によつては、これを欠くものもある。書写にあたって、あえて省いたのが多いと考える。これら同曲異文の伝受説でも、醍醐寺本のごときは、刊本などのよりは、やや素朴といふべく、この明文抄はさらに簡短といえる。共通に存する「維時」卿であるが、醍醐寺本にも同名となつていて、刊本など他の伝本では、「伊時」と書かれる。人名として同訓であるところからの異文の発生といふべき混同であるが、この抄が、その人名において、醍醐寺本の古伝と一致することは注意してよい。